

どるフィン (10代向け)



生存給付金特則付 米国ドル建終身保険

〔無配当〕



3年ごとに
生存給付金が
受取れます。

子どもたちの夢を
米国ドルでサポート。



ご注意
ください

この保険には、**為替リスク**およびお客さまに
ご負担いただく費用があります。

詳しくは5・6ページをご確認ください。

外貨保険にかかる為替相場の
変動リスク等やご契約にかかる
費用について、動画でもご確認
いただけます。





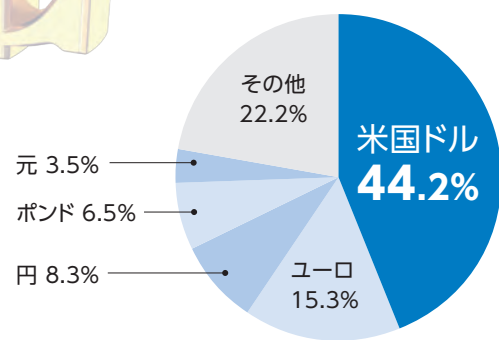
国際通貨 米国ドル

米国ドルは取引高No.1の通貨です。

米国ドル
の魅力

外国為替市場に占める
取引高No.1の米国ドル

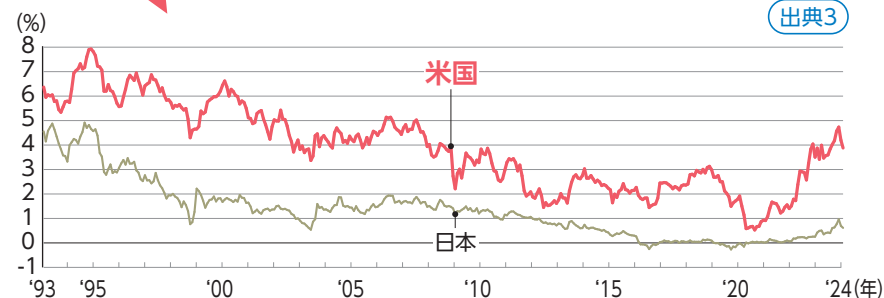
出典1



金利
の魅力

米国と日本の10年国債利回り推移

出典3



※上記は1993年1月～2024年1月の月初(1日)の利回りをもとに作成しています。

※上記は過去の数値を示したもので、将来における利回りを保証または示唆するものではありません。

出典1 (公財)国際通貨研究所国際通貨研レポート2022年BIS世界外国為替市場調査について 第5図：世界の外国為替市場の上位39通貨による取引額内訳とシェア(2022年)をもとにジブラルタ生命で作成

出典2 World Bankホームページ(2023年7月)をもとにジブラルタ生命で作成

出典3 Bloombergの情報をもとにジブラルタ生命で作成



必ずご確認
ください

当パンフレットには、商品のしくみや特徴をわかりやすくご案内するために商品の概要を記載しています。詳細については、必ず「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

なお、当パンフレットに記載しているお取扱いについては、実際にお取扱いを行う時点における、ジブラルタ生命所定の範囲内でのお取扱いとなります。

「契約締結前交付書面(契約概要／注意喚起情報)」「ご契約のしおり・約款」は、商品内容の詳細や「保険金等をお支払いできない場合」などのお客さまにとって不利益となる事項、ご契約についての大切な事項などを記載したものです。



ご注意
ください

この保険には為替リスクおよびお客さまにご負担いただく費用があります。

この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。

したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

▶ 詳しくは5・6ページの「為替リスクについて」「ご契約にかかる費用について」をご覧ください。

米国ドルで10代を応援！ ふくらむ夢をサポートします。

特徴 1

米国ドル建の保険です！

※この保険には円換算払込特約が付加されていますので、保険料は円によるお払込みになります。

特徴 2

好きな日に受取れる 「ジャンプ・ボーナス」が計5回も！

ご契約後3年ごとに、
自由に使える生存給付金(ジャンプ・ボーナス)をお受取りいただけます。

ジャンプ・
ボーナスが
計5回！



このマークがついたお取扱いにはご確認いただきたい事項がございます。
裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

特徴 3

一生涯の保障と キャッシュバリューを確保！

特約を付加することで、生存給付金(ジャンプ・ボーナス)・
保険金・解約返戻金のお受取りなどを「円」でご利用いただけます。

▶ 詳しくは5ページをご覧ください。

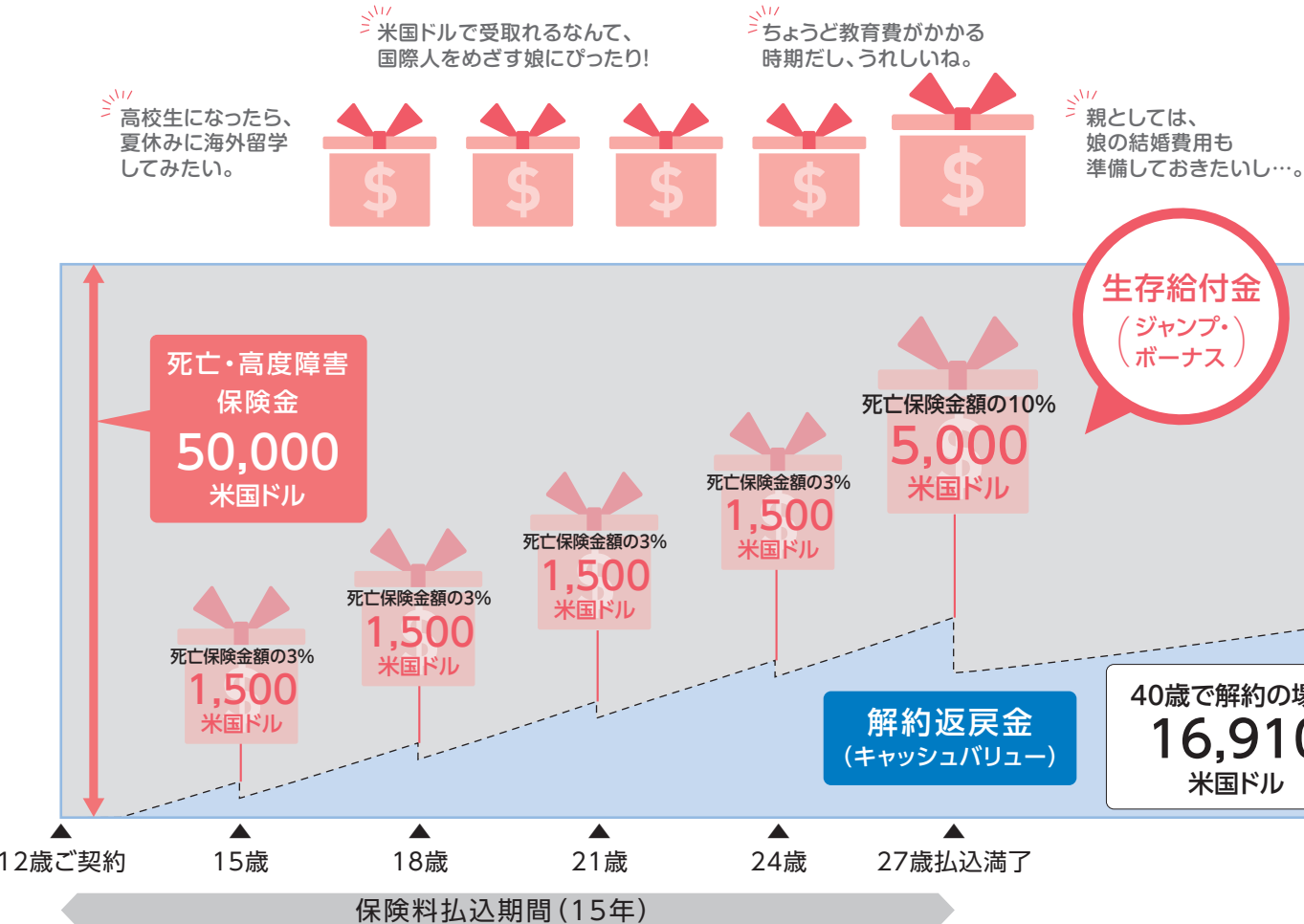
ご存知
ですか？

ご契約にあたりご理解いただきたい公的な制度があります。▶ 詳しくは4ページの参考をご覧ください。

商品のしくみ

- ご契約例
- 契約年齢(被保険者)：12歳(女性)
 - 保険料払込期間：15年(27歳まで)
 - 保険金額：50,000米国ドル
 - 保険料(月払・口座振替)：148.75米国ドル
 - 保険期間：終身

5回の「ジャンプ・ボーナス」がうれしい!!



■ 保険料例(月払・口座振替) 保険金額50,000米国ドルの場合

【保険期間：終身 保険料払込期間：15年】 2024年3月1日現在

単位：米国ドル

	契約年齢(被保険者)									
	10歳	11歳	12歳	13歳	14歳	15歳	16歳	17歳	18歳	19歳
男性	154.30	155.80	157.35	158.90	160.45	162.10	163.75	165.45	167.15	168.85
女性	146.25	147.45	148.75	150.05	151.35	152.75	154.15	155.60	157.10	158.55

※この保険の保険料は、2024年3月1日現在における予定利率(年2.75%)およびその他ジブラルタ生命所定の基礎率等を用いて計算したものです。予定利率とは、将来の資産運用による収益をあらかじめ見込んで割引く際に用いる利率のことをいいます。なお、この保険に適用される予定利率といわゆる利回りとは異なります。

このマークがついたお取扱いにはご確認ください。裏表紙の「くわしくは…」をご覧ください。

ココに注目!

生存給付金(ジャンプ・ボーナス)をお受取りいただけます。

- 受取日は、誕生日や結婚記念日など、生存給付金をお受取りいただく保険年度中の好きな日をご指定いただけます。
- お受取りにならない生存給付金は自動的に据置き、好きなときに受取ることもできます。

ココに注目!

キャッシュバリューで未来の夢がさらに広がります!

保険料払込が終了した後も、年々積上がる解約返戻金(キャッシュバリュー)を確保できるので、必要な時に役立てたり、そのままじっくり増やしたり。お子さまとご家族の夢をサポートします。

娘がマンションを買うことになったら、頭金の一部くらいは出してやりたい。

年金として受取ることもできます!

解約返戻金(キャッシュバリュー)を年金原資とし、年金でお受取りいただけます。「円」によるお取扱いが可能です。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱いです。詳しくは、「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

こんなときには、こんな方法があります。

- 一時的に保険料のご都合がつかないとき → 保険料の自動振替貸付
- 保険料のお払込みをやめて、ご契約を続けたいとき → 延長定期保険への変更
→ 払済保険への変更
- 保険料のご負担を軽くしてご契約を続けたいとき → 保険金額等の減額

※ご契約からの経過期間、あるいは貸付金の有無等により、お取扱いできない場合があります。

15年間の保険料払込期間満了後も、一生の死亡・高度障害保障が続きます。

万一、死亡もしくは高度障害状態になられたときは、死亡保険金または高度障害保険金をお受取りいただけます。「死亡保険金即日支払サービス」をご利用いただけます。

生きるための資金

として受取る

例えば…療養中の生活費や満足のいく最先端の治療を受けるなど、人生を自分らしく生きるための資金としてお使いいただけます。

リビング・ニーズ特約を付加されますと、被保険者の余命が6か月以内と判断される場合、リビング・ニーズ特約による保険金をお受取りいただけます。

特約保険料は必要ありません

リビング・ニーズ特約による保険金は非課税扱です

参考 ご理解いただきたい公的年金(遺族年金)についてご案内します。

万一のことがあったとき、遺されたご家族のその後の生活を守る公的保障として「遺族年金」があります。遺族年金とは、国民年金または厚生年金保険の被保険者または被保険者であった方が亡くなったときに、その方によって生計を維持されていた遺族が受けることができる年金です。

遺族年金の受給要件等の詳細については日本年金機構のホームページ等でご確認ください。

※2024年2月現在の公的制度に基づくもので、将来変更となる可能性があります。

必ずご一読ください 為替リスクについて (「円」でお取扱いする際の注意事項)

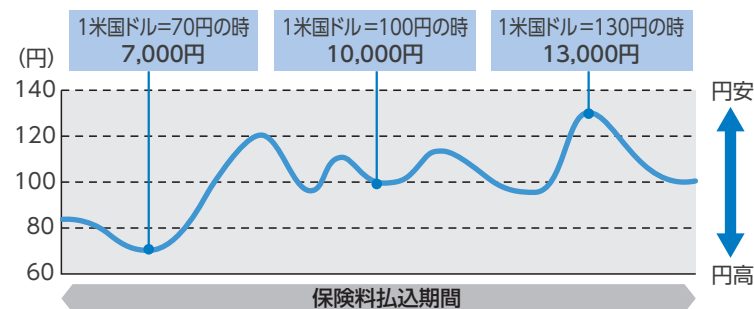
この保険は米国ドル建であり、米国ドルを円に換算するときに為替相場の変動による影響を受けます。したがって、保険金額等(米国ドル)を円に換算した場合の金額が、お支払いいただいた保険料総額(円)を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

- この保険にかかる為替リスクは、契約者および受取人に帰属します。
- 円で保険料等をお支払いいただく場合の為替レートと 円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の為替レートには為替交換手数料が含まれています。したがって、為替相場に変動がない場合でも、お受取りになる円換算の金額がお支払いになった円換算の金額を下回ることがあり、損失が生じるおそれがあります。

1 「円」でお支払いいただく保険料は、毎回変動(増減)します。(円換算払込特約)

※円換算払込特約は、あらかじめ付加されています。

例) 毎月の払込保険料 100 米国ドル



※為替レートの変動を表すイメージ図です。

2 「円」で生存給付金・保険金・解約返戻金をお受取りになる場合、お受取金額は変動します。(円換算支払特約)

例) 保険金額 100,000 米国ドル

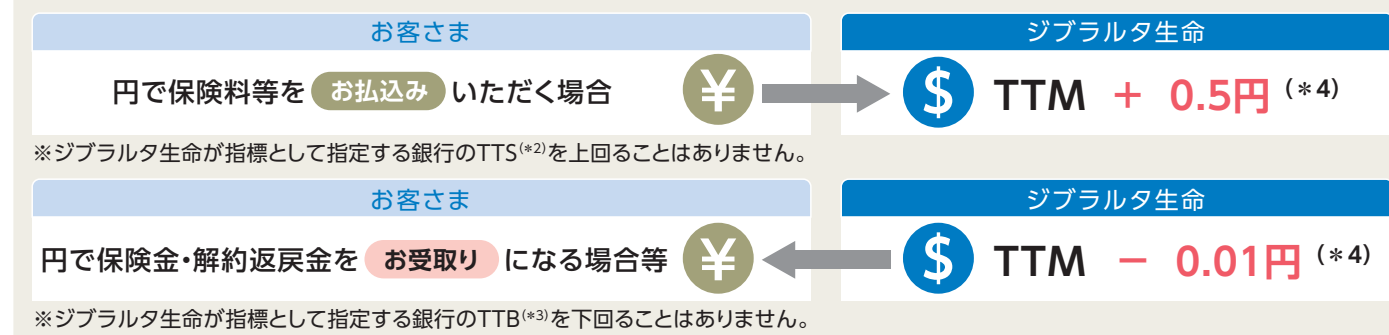
円高 円安	1米ドル = 70円の時	7,000,000円
	1米ドル = 100円の時	10,000,000円
	1米ドル = 130円の時	13,000,000円

3 「円」での貸付金のお受取りまたは元利金のご返済をされる場合、お受取金額またはご返済金額は変動します。(円換算貸付特約)

※上記の数値はあくまで為替レートの変動をわかりやすく説明するための例示であり、実際の数値とは異なります。

〈ジブラルタ生命所定の為替レートについて〉

ジブラルタ生命が指標として指定する銀行のTTM^(※1)を基準としており、為替交換手数料が含まれます。



(※1) 銀行間の取引レート(為替相場の基準値)(対顧客電信仲値)

(※2) 一般的にお客さまが円を米国ドルに換える際のレート(対顧客電信売相場)

(※3) 一般的にお客さまが米国ドルを円に換える際のレート(対顧客電信買相場)

(※4) 2024年3月1日現在。将来変更される可能性もあります。

※TTMとTTS・TTBとの幅は各金融機関によって異なります。

※換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

※TTSまたはTTBは、1日のうちに公示の変更があった場合、その日の最初の公示値とします。

必ずご一読ください ご契約にかかる費用について

■保険関係費用

お支払いいただく保険料のうち、その一部は保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等に充てられ、それらを除いた金額が積立金等で運用されます。また、ご契約後も定期的に保険契約の締結・維持、死亡保障等にかかる費用等が控除されます。なお、これらの費用については、契約年齢等によって異なるため、一律には記載できません。

■外国通貨の取扱いによりご負担いただく費用

【円で保険料等をお支払いいただく場合の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.5円^(※5)／1米国ドル)が含まれています。

【円で保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

ジブラルタ生命所定の為替レートには為替交換手数料(0.01円^(※5)／1米国ドル)が含まれています。

【米国ドルで保険金・解約返戻金をお受取りになる場合等の費用】

お取扱いの金融機関により、ジブラルタ生命が負担する送金手数料とは別に、お客さま負担となる諸手数料が必要

な場合があります。(金融機関ごとに諸手数料は異なるため、一律に記載できません。詳しくは取扱金融機関にご確認ください。)

■保険金・解約返戻金を年金で受取る場合にご負担いただく費用

年金開始日以後、受取年金額に対して1.0%^(※5)を年金支払日の年金原資から控除します。

※保険金等の支払方法の選択に関する特約によるお取扱い

■解約(減額)の際にご負担いただく費用

契約日から経過10年未満かつ保険料払込期間中に解約(減額)された場合、解約(減額)する日の責任準備金額から経過年数に応じた所定の金額(解約控除^(※6))をご負担いただきます。

(※5) 2024年3月1日現在の費用です。将来変更される可能性もあります。

(※6) 解約控除の金額は契約年齢・性別・保険料払込期間・保険料払込方法<回数>・保険金額等により契約ごとに異なるため、その数値や計算方法を記載できません。

〈「円」でお取扱いする場合の為替レートについて〉

特約	対象	換算基準日	適用する為替レート
1 円換算払込特約	第1回保険料	保険料払込日(着金日)の前日	円で保険料等を「お支払い」いただく場合の為替レート
	第2回以後の保険料	保険料払込日の属する月の前月末日	
	前納保険料 ^(※7)	ジブラルタ生命受領日(着金日)	
2 円換算支払特約	生存給付金	生存給付金支払日の前日	円で保険金・解約返戻金を「お受取り」になる場合等の為替レート
	生存給付金の自動据置後の支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	死亡保険金・高度障害保険金・解約返戻金 リビング・ニーズ特約による保険金	所定の必要書類をジブラルタ生命にて受理した日の前日	
	介護前払特約による介護年金 死亡保険金即日支払サービスによる死亡保険金	据置期間満了前 据置期間満了時	
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による据置支払	据置期間満了前 据置期間満了時	
	保険金等の支払方法の選択に関する特約による年金(年金原資が米国ドル建の場合)	年金支払日の前日	
3 円換算貸付特約	契約者貸付	借り入れ 返済	円で保険料等を「お支払い」いただく場合の為替レート
	自動振替貸付の返済	返済日の前日	

(※7) 将来の保険料の全部または一部を前もってお支払いいただくことができます(前納)。

※上記の換算基準日が、指標として指定する銀行の休業日の場合は、その日の直前の営業日とします。

「円」でお取扱いする場合の為替レートは、次の方法でご確認いただけます

インターネット(ホームページ)	ジブラルタ生命コールセンター
https://www.gib-life.co.jp/ 営業日ごとに、当日午前0時に公開します。	一般のお客さま ミナジブロック 0120-37-2269 募集代理店を通じてご加入されたお客さま ナンバージブブロック 0120-78-2269 【受付時間】 平日 ▶ 9:00~18:00 土曜 ▶ 9:00~17:00 (日・祝・12/31~1/3を除く)



① 生存給付金について

▶ 2ページ・4ページ

- ・この保険には生存給付金特則が付加されています。
- ・生存給付金額は、契約日から3、6、9、12年後の契約応当日（契約日と同じ月日）以後最初に到来する生存給付金支払日においては死亡保険金額の3%、契約日から15年後の契約応当日以後最初に到来する生存給付金支払日においては死亡保険金額の10%となります。

- ・生存給付金は、支払期日までに所定のお手続による支払請求がない場合には、ジブラルタ生命所定の利率により自動的に据置かれます。なお、契約者から支払請求があったときは一部または全部を、最後に到来する生存給付金支払日から10年が経過したときは全部をお支払いします。
- ・生存給付金特則を解約することはできません。



② 死亡保険金即日支払サービスについて

▶ 4ページ

- ・このサービスでお受取りいただける死亡保険金は、被保険者で通算して1,500万円^(※1)^(※2)を上限とするジブラルタ生命所定の金額です。

ご連絡または請求書類ご提出の時刻等によっては、死亡保険金をその日のうちにお受取りいただけない場合もあります。



③ リビング・ニーズ特約について

▶ 4ページ

- ・余命6か月以内の判断は、被保険者の主治医の診断や請求書類に基づいて、ジブラルタ生命の医師の見解（場合によっては、社外医師のセカンドオピニオン）も含めて慎重に判断します。余命6か月以内とは、ご請求時において、日本で一般的に認められた医療による治療を行なっても余命6か月以内であることを意味します。
- ・ご請求金額は、ご契約の死亡保険金額の範囲内かつ同一被保険者の他のご契約と通算して30万米ドル以内かつ3,000万円以内^(※2)で

ご指定いただけます。ただし、法人契約でリビング・ニーズ特約の特約保険金受取人が法人（個人事業主を除く）の場合は、ご契約の死亡保険金額の範囲内であれば同一被保険者の他のご契約と通算した支払限度額はありせん。

- ・リビング・ニーズ特約による保険金を被保険者がお受取りになる場合は、所得税法上非課税扱いとなります。（2024年2月現在。将来変更になる可能性があります。）

（※1）受取人への口座振込の場合。お取扱いの詳細については、ジブラルタ生命にお問合せください。

（※2）TTM（対顧客電信仲値）で換算した円支払額の上限となります。

お取扱いについて

■ 契約年齢範囲・保険料払込期間

契約年齢範囲 （被保険者）	保険料払込期間
0歳～65歳	15年 ●

■ 保険料払込方法＜回数＞

月払・半年払・年払

■ 付加できる主な特約

- ・リビング・ニーズ特約
 - ・指定代理請求特約
 - ・疾病障害による保険料払込免除特約
 - ・介護前払特約
 - ・保険金等の支払方法の選択に関する特約^(※)
- （※）ご契約時に付加することはできません。

■ 高額割引制度について

ご契約の保険金額が5万米ドル以上の場合、保険料の高額割引制度が適用されます。

■ その他

当パンフレットに記載されている主契約および特約はすべて無配当です。

※ご契約内容について、詳しくは「ご契約のしおり・約款」をご覧ください。

※当パンフレットは主に個人契約のご説明をしています。法人契約の場合やお申込み経路によっては、お取扱い内容が異なることがあります。
※当パンフレットに記載している税務取扱いは、2024年2月現在のものです。税務取扱いは税制改正等により、将来変更されることがあります。
個別のお取扱いについては、事前に税理士もしくは所轄税務署にご確認ください。

生命保険募集人について

この保険のご契約にあたっては、必ず保険販売資格をもった生命保険募集人にご相談ください。
生命保険募集人は、お客さまとジブラルタ生命の保険契約締結の媒介を行うもので、保険契約締結の代理権はありません。
したがって、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申込みに対して、ジブラルタ生命が承諾したときに有効に成立します。

<引受保険会社>



ジブラルタ生命保険株式会社

本社／〒100-8953 東京都千代田区永田町2-13-10

一般のお客さま ^{ミナ ジブ ロック} 0120-37-2269（通話料無料）

募集代理店を通じて
ご加入されたお客さま ^{ナンバー ジブ ロック} 0120-78-2269（通話料無料）

ジブラルタ生命のホームページ <https://www.gib-life.co.jp/>

<お問合せ先(担当者)>